

沖縄振興市町村特別交付金（一括交付金）事業

「与那原町軽便駅舎展示強化委託事業」 業務委託仕様書

業務委託名：与那原町軽便駅舎展示強化委託事業

履行期間：契約の日より～令和7年1月31日(金)

第1章 総 則

(適用)

第1条 本業務は、業務委託契約書、本業務の業務委託仕様書等により実施しなければならない。

(目的)

第2条 沖縄県鉄道の開通100周年にあたる平成26(2014)年度、与那原駅舎展示資料館が開館した。資料館は本町の文化発展や観光振興への寄与、そして沖縄県の近代交通を理解する上で重要な施設となっている。

開館から10年が経過し、その間に新たな研究報告があるが展示には反映されていない。また現在の展示は与那原駅の紹介にとどまっており、沖縄の鉄道史を学びたい来館者のニーズに応えられていない。さらに、本町では新たな公共交通システムの検討や脱炭素化にも取り組んでおり、公共交通や脱マイカーという視点で資料館テーマとも親和性が高いが、現状の展示では過去の話に限定されている。

このような課題解決にむけて、開通110周年にあたる令和6(2024)年度、展示物の情報を最新のものにアップデートし、観光客から町民までを含めた幅広い来館者層が沖縄の鉄道史を学ぶことができ、過去から現在そして未来を「考える場」となる施設とすることで、来館者数の増を目的とする。

(関係法令等の遵守)

第3条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、下記の関係法令等を遵守のうえ実施するものとする。

① 与那原町諸条例、規則

② その他関係する法律・政令・省令・通達等によるものとする。

(関係書類の提出)

第4条 業務受託者(以下「乙」という。)は、契約締結後7日以内に着手届、管理責任者届(主任担当者含む)、作業工程表、その他発注者(以下「甲」という。)が必要とみなした書類を提出するものとする。

(管理責任者等)

第5条 管理責任者及び主任担当者は、乙が提出した本業務にかかる企画提案書に記載した者とし、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合には、甲の了解を得なければならない。

2 管理責任者は、契約図書等にもとづき、本業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。

(打合せ等)

第6条 本業務の実施に当っては「作業工程表」に従って行き、主任担当者は事前に十分係員と打合せを行い、手戻りを生じないように努めなければならない。

2 この特記仕様書に記載していない事項であっても、作業上必要と認められるものについては、監督員と協議の上、進めるものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、業務上、知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また作業中、作業後において地域住民に対し誤解や疑義を招くような言動をしてはならない。

(疑義)

第8条 乙は、本業務の実施中に疑義を生じた場合はすみやかに甲と協議し、その結果後日、疑義が生じないように記録整備しておくものとする。

(官公庁等への協議)

第9条 乙は、本業務のために必要な関係官公庁その他の関係機関との協議に対しては、甲と緊密な連絡をとり、十分協調を保ち円滑な作業の進捗を期さなければならない。

(資料等の貸与及び返還)

第10条 乙は、貸与された関係資料等を本業務の完了後ただちに返還しなければならない。

(責務)

第11条 本業務の実施にあたり、甲の提供資料について破損、紛失等過失を生じた場合は、乙がその責務を負うものとする。

(成果品の帰属)

第12条 成果品は、すべて甲の所有とし、甲の承諾を得ずに他の公表、貸与、使用等してはならない。

(検査及び完了)

第13条 業務が終了したら速やかに所定の成果を提出し検査を受けなければならない。もし、成果品に不備及び不合格があれば請負者の負担で速やかに作成又は補足し、改めて検査を受けなければならない。

2 本件業務は沖縄振興市町村推進交付金（一括交付金）を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するため、本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じ書類の作成やエビデンスを求める場合がある。その時はその求めに協力すること。

3 本業務は委託業務終了後、完了検査の合格により完了とする。

(著作権)

第14条 本件業務の実施に伴う成果物の著作権(著作権法第21条～第28条に規定する権限)については、事業実施により発生した成果品等の権利はすべて与那原町に譲渡することとする。また、著作者人格権を行使しない旨の内容の書面でもって交わすこととする。

(雑則)

第15条 本特記仕様書に明記されていない事項については、甲と協議の上、決定しなければならない。

第2章 業務内容

第16条 第2条に定める目的を達成するため、次に掲げる業務を実施するものとする。尚、

本業務の目的を達成するため、必要がある場合は、甲乙協議の上、業務内容を変更することができるものとする。

1 業務委託内容

次の事項について、与那原町と十分協議の上、以下内容のもと常設展示を強化するものとする。

- (1) 既存展示物の解説確認と追加修正
- (2) 既存展示物の写真確認と変更・修正
- (3) 施設内照明の配置確認及び追加
- (4) 資料の展示配置及び導線についての検討
- (5) その他、来館者ニーズに合わせた独自提案
- (6) (1)～(5)は以下条件のもと展示強化するものとする。
 - ・展示物は幅広い年齢層に向けた内容とし、来館者数向上が見込めるものとする。
 - ・事業執行体制に学識経験者を置き、学術的に問題のない内容で制作すること。また、内容に関しては町の設置する運営審議委員会での確認を得るものとする。
 - ・運用面の課題・来館者の要望・町のビジョンを加味した上で制作すること。(別紙、来館者アンケート参照)
 - ・駅舎の魅力を再発見し、与那原町の付加価値を強化するものとする。

第3章 成 果 品

(成果品の提出)

第17条 第16条に示す業務内容の他、その他、与那原町との協議により必要とされた書類等を別途指示する時期に提出し、各成果品の表題、及び体裁については別途指示を受けることとする。